

人材開発支援助成金 (教育訓練休暇制度・長期教育訓練休暇制度) 制度導入・適用計画届

提出日 2020 年 12 月 25 日

東京 労働局長 殿

代理人又は事務代理者・代行者の申請の場合は該当箇所に○をつけてください。

標記について、次のとおり提出します。

1 事業主	所在地 (〒 100-8916)	所在地 (〒 100-8916)		
	名称 東京都千代田区霞が関1-0-0 株式会社 厚生労働 代表者氏名 労働 太郎	名称 東京都千代田区霞が関1-0-0 △△社会保険労務士事務所 代表者氏名 社会保険労務士 厚生 次郎 電話番号 03-5253-△△△△		
2 雇用保険適用事業所番号	1301-xxxxxx-x	3 労働保険番号	13 xx-xxxxxx-xxx	
4 (1) 企業全体の雇用保険法第4条に定める被保険者数	110 人	5 職業能力開発推進者名	人事課長	
	(2) 企業全体の雇用する被保険者数 ※上記(1)の人数から有期契約労働者、短時間労働者、派遣契約労働者を除いた人数を記載		90 人	氏名 労働 次郎
6 制度導入・適用計画期間 (3年間)	2021 年 2 月 1 日 ~ 2024 年 1 月 31		人材開発支援助成金は、職業能力開発推進者の選任及び事業内職業能力開発計画の策定が要件となっております。詳細は「人材開発支援助成金(教育訓練休暇付与コース)のご案内(詳細版)」P11をご覧ください。	
7 事業内職業能力開発計画の策定の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>			
8 導入予定日	2021 年 2 月 1 日			
9 届出に関する担当者	所属	△△社会保険労務士事務所	電話番号	03 - 5253 - △△△△
	氏名	社会保険労務士 厚生 次郎	FAX	03 - 5253 - □□□□
			e-mail	

【注意事項】

- 記載にあたっては、裏面の提出上の注意及び記入上の注意を必ずご覧ください。
- 労働局処理欄には記入しないでください。
- ホームページから様式をダウンロードするときは、必ず裏面も印刷した上で使用してください。
- 教育訓練休暇制度の支給申請期限は、制度導入・適用計画期間の末日(制度導入日から3年)の翌日から2か月以内です。また、長期教育訓練休暇制度(制度導入日から3年間)内に、被保険者となること(原則として、賃金助成の対象となる)を取得開始日より1年以内で取得する必要があります。

計画受付後、労働局において受付番号を記載の上、事業主様へ写しを手交または返送いたします。訓練休暇様式第4号「制度導入支給申請書」の1欄に記載していただく必要がありますので、必ずご確認ください。

※労働局処理欄

【教育訓練休暇制度】支給申請期限日 年 月 日
(上記の期限日までに労働局へ支給申請いただくようお願いします。)

受付番号 13-00-0000-0-0